

越谷しらこぼと基金助成基準

平成 21 年 3 月 23 日
市 長 決 裁

越谷しらこぼと基金の助成対象について

- 1 越谷市において快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資する主体的な市民活動事業を行う者に対し助成する。
- 2 スポーツ活動、文化活動等において顕著な成績を修めた者に対し、その成績を顕彰するとともに、その業績により全国的に越谷市の名を高め、越谷のふるさとづくりに展開することを期待し助成する。

1 市民活動に係る助成基準

【1】助成対象者

非営利活動団体で、次の要件を全て満たす団体とする。

- ① 市内に活動の本拠を有する団体。
- ② 団体は、一定の会則（規約）等を有していること。
- ③ 法令、条例などに違反する活動をしていないこと。
- ④ 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。

【2】助成対象事業

助成対象事業は、次の要件を全て満たす事業とする。

- ① 市内で実施するもの。
- ② 調査・研究、創作発表、啓発普及、人材育成及び実践に関するもの。
- ③ 営利を目的としないもの。ただし、非営利の事業であっても、当該事業が活動資金の捻出のための活動に当たると認められる場合は営利事業と同様に取り扱うものとする。
- ④ 特定の団体又は個人を対象としないもの。
- ⑤ 年度内に完遂できる見込みがあるもの。
- ⑥ 助成を受けようとする事業のみに対し、国、県及び市から別の補助金等の交付を受けていないもの。
- ⑦ 入場料を徴収する場合は、当日の会場費、参加者の材料費及び保険料等必要経費の範囲内とすること。
- ⑧ 定期的・恒例的でないもの。ただし、複数年で計画され合理的な理由が認められた事業については、対象とする。申請は毎年度行うものとし、1年目に全体の計画案を提示すること。（※翌年度の助成が担保されるものではない。複数年にわたる事業は対象外。）
- ⑨ 備品購入のみを目的としないもの。ただし、文化財等の保存、復元等のために必要な費用はこの限りでない。
- ⑩ 表彰式等のイベントへの参加のみを目的としないもの。

- ⑪ ①から⑩に定めるものの外、しらこぼと基金の理念に合致し、本市における快適で活力ある魅力的なふるさとづくりに資するもので、かつ、全市的な意義と波及効果が期待される事業は、助成対象とする。

【 3 】 助成対象外経費

- ① 飲食物費（ただし、助成事業の活動において、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。）
- ② 事業に関連して開催するパーティー等の経費
- ③ 団体運営のための経常的経費（運営費、人件費等）
- ④ 有償頒布のプログラム等の作成費
- ⑤ 施設を利用する際の入場料
- ⑥ 入場券等販売手数料
- ⑦ 備品購入費（ただし、文化財等の保存、復元等のための経費として市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。）

【 5 】 助成対象事業費

助成対象事業費は、総事業費から助成対象外経費を除いた金額とする。

【 6 】 助成額

助成額については、主体的な事業を支援するという基金の趣旨から、原則的に助成対象事業費の 1 / 2 以内で、50 万円を上限とする。

ただし、助成対象事業費が 32 万円以下の対象事業については、助成対象事業費の 4 / 5 以内で 16 万円を上限とする。

なお、助成額は 1,000 円未満を切り捨てとする。

附 則

この基準は平成 22 年 3 月 2 日一部改正

附 則

この基準は平成 25 年 2 月 7 日一部改正

附 則

この基準は平成 27 年 3 月 5 日一部改正

附 則

この基準は平成 30 年 5 月 2 日一部改正